

米子コンベンションセンター自動販売機設置業者募集要項

1 設置概要

(1) 施設概要

- ① 施設名称 鳥取県立米子コンベンションセンター
- ② 所在地 米子市末広町294
- ③ 開館時間 午前9時から午後10時まで
- ④ 休館日 年未年始（12月28日から翌年1月3日まで）
（ただし、臨時に開館あるいは休館する場合がある。）
- ⑤ 来館者数（全館のべ人数）

平成27年度	329,378人
平成28年度	322,016人※
平成29年度	249,745人※

（※平成28、29年度は一定期間、施設の一部を改修により閉鎖したため参考値である。）
- ⑥ その他 多目的ホール、小ホールについては、平成31年6月から平成32年2月末まで改修工事のため閉鎖予定である。
なお、その他建物の修繕、改修工事等により一定期間施設を一部閉鎖する可能性がある。

(2) 設置場所及び設置台数

- ① 多目的ホール楽屋通路 1台
 - ② 1階エントランス 1台
 - ③ 2階国際会議室 1台
 - ③ 会議棟3階ロビー 1台
 - ④ 会議棟5階ロビー 1台
 - ⑤ 会議棟6階ロビー 1台
- （別添資料1「設置場所及び最大使用面積」参照）

(3) 設置販売機の種類

清涼飲料水自動販売機（缶・紙パック等の密閉容器のものに限る。）
※アルコール飲料は除く。

(4) 利用対象者

来館者及び入居団体の職員等

2 設置期間

- (1) 平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。
- (2) 上記期間には、設置・調整・撤去等の工期を含む。

3 コンペティションの参加資格

このコンペティションに参加できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- ① 鳥取県西部に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者であること。（個人事業者の場合は、代表が県西部に居住している者であること。）
- ② 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。
- ③ 法人等（個人事業者を含む。）の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ④ 法人等を設置して5年以上経過しており、自動販売機の設置等について、平成28年度以降に公共施設又は総合病院・学校等において、同様の業務実績、契約があり、誠実に履行していること。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う事業者または個人でないこと。
- ⑥ 不正及び不誠実な行為がないこと。

4 使用料等の条件

- (1) 米子コンベンションセンター使用料
年額9,840円/1台(消費税含む。)とし、ビューローからの請求書により、年1回指定の銀行口座に振り込むこと。
- (2) 電気使用料
電気使用料は、電力量計測用メーターにより計測された電力量を基にビューローが算出、請求することとし、年1回指定の銀行口座に振り込むこと。
- (3) 取扱手数料
売上額に提案書記載の取扱手数料率を乗じた額を取扱手数料とし、四半期ごとに指定の銀行口座に振り込むこと。
- (4) 売上状況の報告
設置した自動販売機ごとに毎月の販売価格、売上本数及び売上金額を売上報告書として、翌月10日までに報告すること。

5 自動販売機の設置条件

別紙1のとおり

6 コンペティションの参加手続き

- (1) 提出書類
このコンペティションに参加しようとする者は、「米子コンベンションセンター自動販売機設置者募集要項」及び別紙1「自動販売機の設置条件」について熟知の上、次の書類を提出すること。
 - ① 提案書(様式第1号)
 - ② 登記事項証明書又は身分証明書
法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長が発行する身分証明書を提出すること。
 - ③ 納税証明書(発行から3か月以内のもの)
 - ア 法人の場合
法人税、消費税及び地方消費税(延滞税及び加算税を含む。)に未納の税額がないことの証明書並びに鳥取県の県税(延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書
 - イ 個人事業者の場合
所得税、消費税及び地方消費税(延滞税及び加算税を含む。)に未納の税額がないことの証明書並びに鳥取県の県税(延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書
 - ④ 反社会的勢力の排除に関する誓約書(別紙2)
 - ⑤ 設置自動販売機及び清涼飲料水のパンフレット
- (2) 提出期限
平成31年2月26日(火)午後5時まで
- (3) 提出場所
〒683-0043
鳥取県米子市末広町294
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 総務課
電話(0859)35-8111
ファクシミリ(0859)39-0700
- (4) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合も（2）提出期限までに必着すること。）

(5) 提出部数

正本1部、副本1部（副本は、複写可とする。）

7 審査方法

設置場所ごとに、提出された提案書等を以下の項目により審査委員が採点を行い、最も高い得点を得た提案者を自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）とする。

選定結果については、米子コンベンションセンター公式ウェブサイトにおいて公表する。

URL <http://www.bigship.or.jp/>

審査項目及び審査の視点

審査項目	審査の視点
清涼飲料水の種類・品揃え等	・地元産清涼飲料水の取扱いの有無 例) よなごの水（米子市水道局）、大山みどり（長田茶店）、サントリー天然水 奥大山、森の水だより大山山麓（日本コカ・コーラ）等 ・様々なニーズに応える種類・品揃え ・販売価格
取扱手数料率	売上に対してビューローに支払う取扱手数料の率
社会貢献活動	米子コンベンションセンターに設置する自動販売機について行う社会貢献活動の取組状況 例) 自動販売機の売上の一部をまちづくり団体に寄付等
自動販売機の機能	別紙1の仕様に定める機能以外で、利便性の高い機能
通常業務の対応体制	商品の補充、ゴミの回収、機器の点検
緊急時の業務対応体制	緊急時、故障、釣銭切れ等への対応

8 契約の締結

7により最も高い得点を得た提案者を設置業者とし、契約を締結する。

9 契約保証金

免除

10 その他

- (1) このコンペティションへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提案書等提出書類は本コンペティションのみに使用するものであり、他の目的に使用しない。
- (3) 提案書等の提出書類の返却は行わない。
- (4) 提案書等の提出書類提出後の問い合わせには応じない。
- (5) 書類提出後の追加・修正は受け付けない。
- (6) 審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (7) 平成29年度以前の販売数量等の実績は別添資料2「自動販売機売上実績」を参照すること。
- (8) 提出された提案書等の提出書類や審査結果は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。

(別紙1)

自動販売機の設置条件

- 1 自動販売機の設置日
自動販売機の設置は平成31年4月1日以降に行うこととする。
- 2 設置機種・仕様等
 - (1) 環境対応型(省エネ、ノンフロン冷媒等)であること。
 - (2) ユニバーサルデザイン対応の機種(硬貨投入口及び取り出し口、商品取り出し口、点字シールの対応等)であること。
 - (3) 各機器に電力量計測用メーターを設置すること。
- 3 清涼飲料水の種類
 - (1) 商品については、需要に応じた対策を行い、清涼飲料水の種類及び金額の変更はビューローの承認を受けること。
 - (2) 会議利用の対応のため、販売する商品にはペットボトルの水及びお茶を必ず入れること。
- 4 米子コンベンションセンターへの出入り
自動販売機への商品補充、代金回収、容器回収、機器の保全補修のため、設置業者がその設置場所へ出入りすることを承認する。ただし、米子コンベンションセンターへ立ち入る場合は、設置業者及びその従業員であることが判別できるよう名札等を着用すること。
- 5 費用の負担
設置業者は、自動販売機の機器の維持保全を行い、次の項目について費用を負担すること。
 - (1) 自動販売機の設置及び撤去
 - (2) 電気料金を算定するための電力量計測用メーターの設置
 - (3) 付属品の取り替え、補修、既存箇所の修理等
 - (4) 清涼飲料水の納入に伴う廃棄物及び使用済容器の処分
- 6 自動販売機の管理
設置業者は、自動販売機を直接管理することとし、この業務を第三者に委託してはならない。
- 7 苦情の処理
自動販売機の利用者等からの苦情については、設置業者の責任において迅速に対応するものとする。
- 8 損害賠償
設置業者は、設置した自動販売機により、ビューローまたは第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償しなければならない。
- 9 改善の要求
ビューローは、設置業者が次の項目のいずれかに該当すると認めるときは、設置業者に対してその改善を要求することが出来ることとし、設置業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。
 - (1) 清涼飲料水の質、サービスの不良等により、業務が不相当であるとき
 - (2) 販売する清涼飲料水の種類が不相当であるとき
 - (3) その他業務を履行しないとき
- 10 法令等の遵守
食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の関係法令を遵守すること。

1 1 権利譲渡等の禁止

設置業者は、ビューローの承認を得ないで使用物件を第三者に転貸し、またはこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。

1 2 その他

- (1) 必ず空き缶回収ボックスを設置し、随時空き缶等の回収を行うこと。
- (2) 自動販売機と周辺を清潔に保ち、館の美観と衛生環境を損なわないようにすること。
- (3) 品切れ、釣銭切れ、その他のトラブル対応については、迅速に対応可能な体制を取ること。
- (4) 動産保険、賠償責任保険等には設置業者が加入すること。
- (5) ビューローは、盗難、機器破損、人身事故、商品による障害等について、一切の責めを負わない。
- (6) 米子コンベンションセンターは、施設管理のため年1回程度の停電作業を行う。

(資料1)
設置場所及び最大使用面積

設置場所	台数	最大使用面積
① 多目的ホール楽屋通路	1台	自動販売機 高さ 2000mm×幅 1200mm×奥行 800mm
② 1F エントランス	1台	自動販売機 高さ 2000mm×幅 1200mm×奥行 800mm
③ 2F 国際会議場	1台	自動販売機 高さ 2000mm×幅 1200mm×奥行 800mm
④ 会議棟 3F	1台	自動販売機 高さ 2000mm×幅 1200mm×奥行 800mm
⑤ 会議棟 5F	1台	自動販売機 高さ 2000mm×幅 1200mm×奥行 800mm
⑥ 会議棟 6F	1台	自動販売機 高さ 2000mm×幅 1200mm×奥行 800mm

※ゴミ箱の設置場所等については設置者と別途協議を行う。

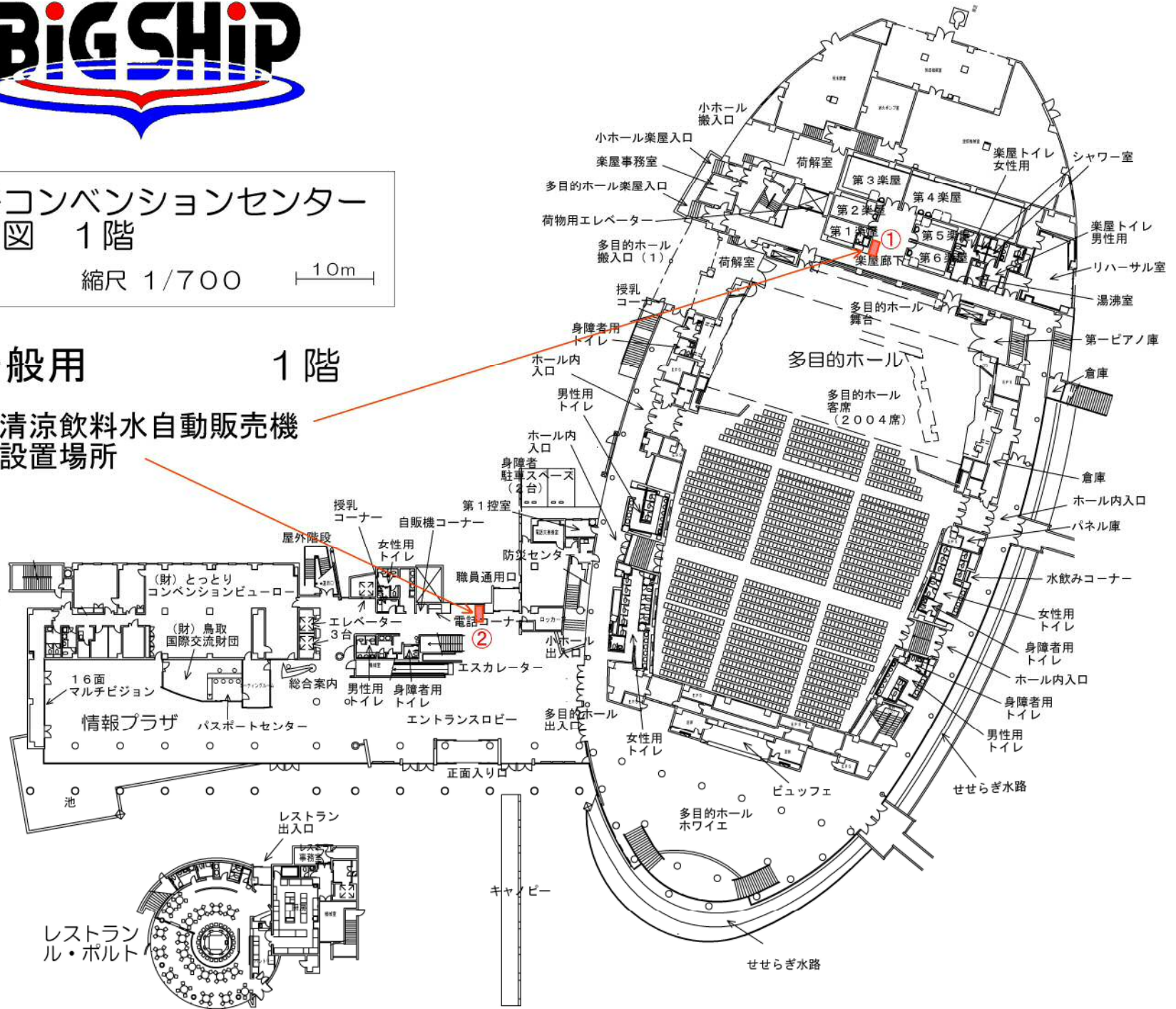


米子コンベンションセンター
案内図 1階

縮尺 1/700 | 10m

○一般用 1階

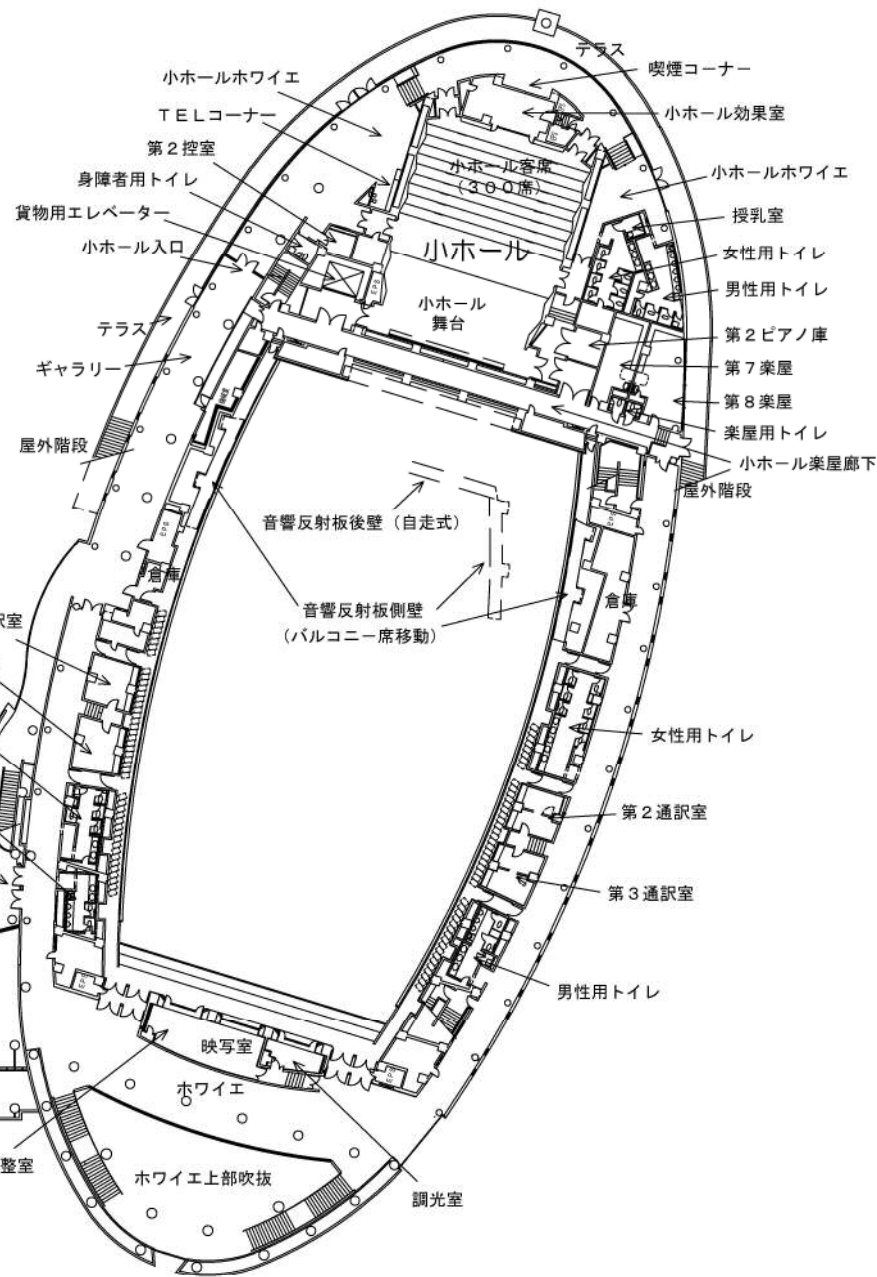
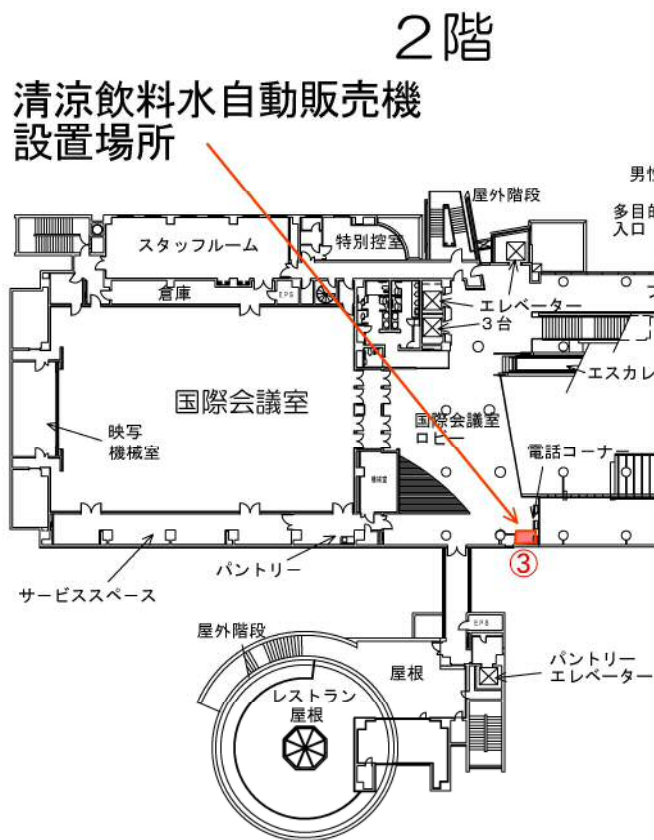
清涼飲料水自動販売機
設置場所





米子コンベンションセンター
案内図 2階
縮尺 1/700 10m

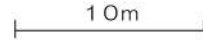
○一般用





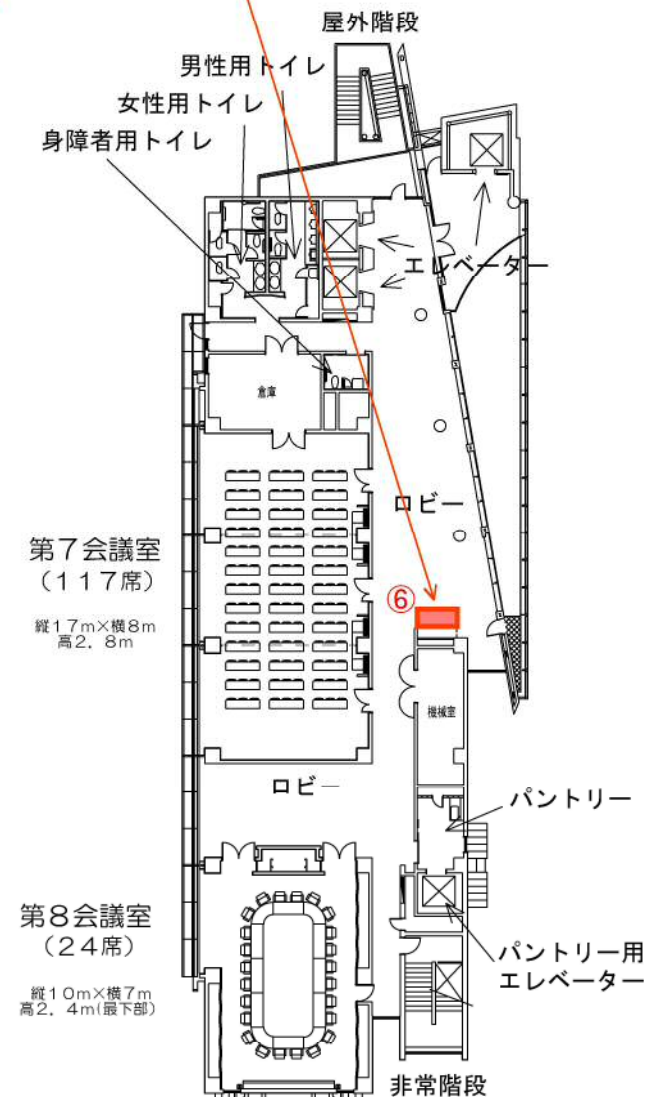
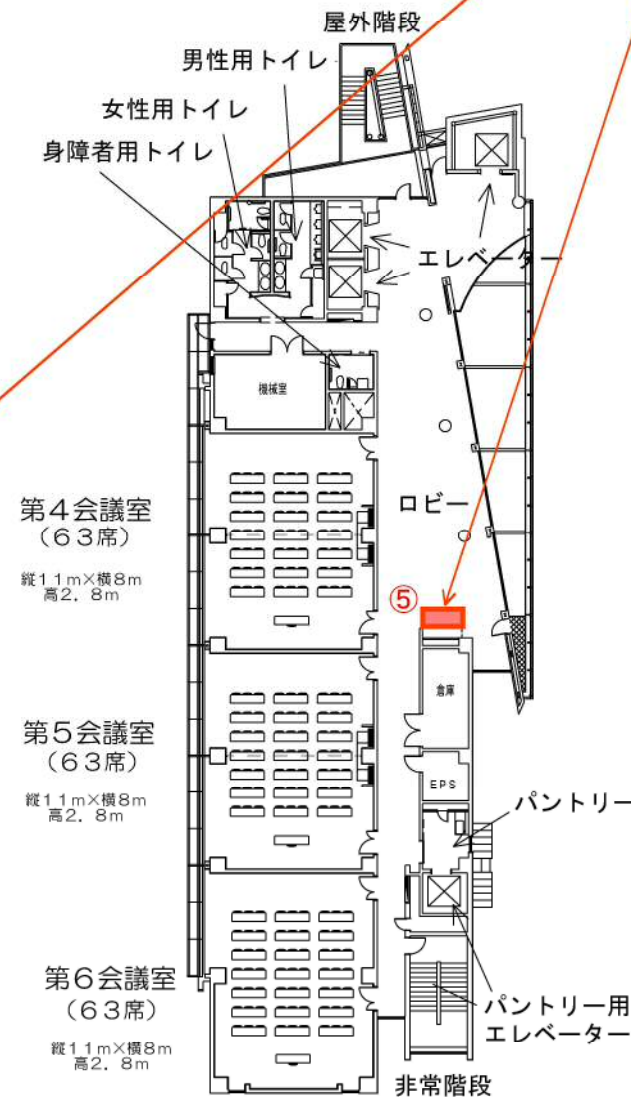
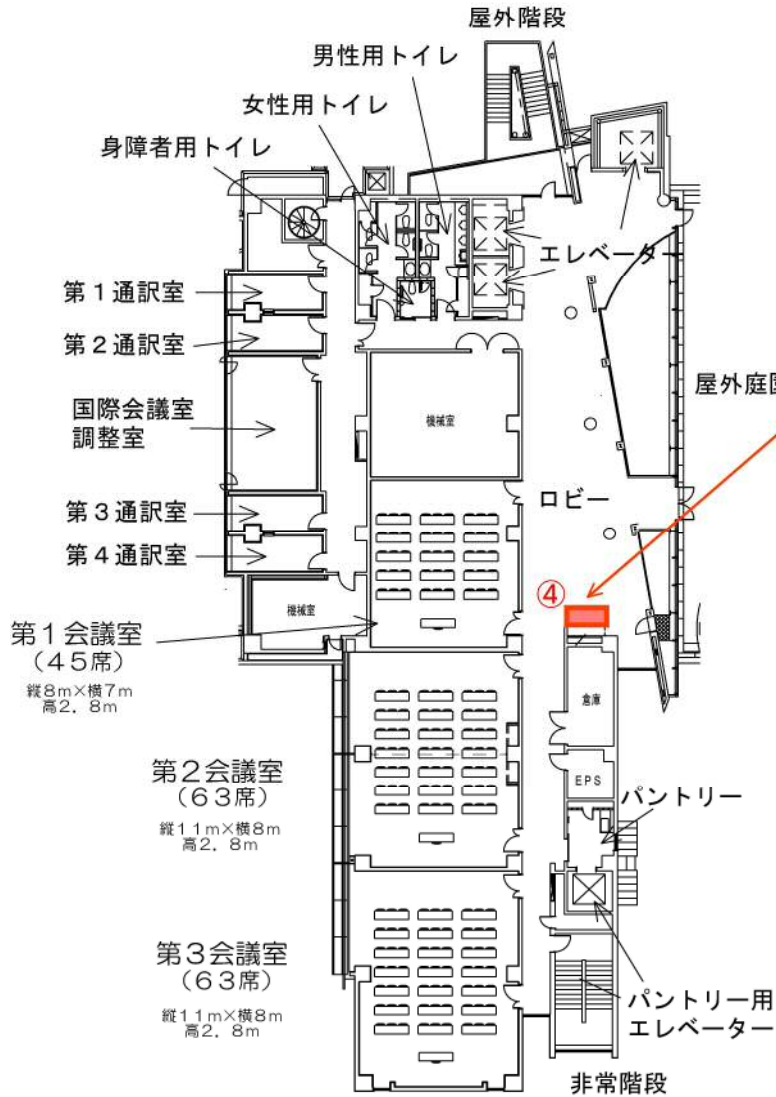
会議室 平面図

縮尺 1/400



○一般用

清涼飲料水自動販売機
設置場所



米子コンベンションセンター清涼飲料水自動販売機設置場所写真

(一般用)



(資料2)

自動販売機売上実績

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平均	
	売上本数	売上金額	売上本数	売上金額	売上本数	売上金額	売上本数	売上金額
① 多目的ホール楽屋通路	2,678	352,500	※1 3,319	431,680	2,496	323,070	2,831	369,083
② 1階エントランス	13,066	1,735,750	※1 11,823	1,559,710	12,988	1,790,790	12,626	1,695,417
③ 2階国際会議室	3,692	482,790	※1 3,231	415,070	3,300	423,440	3,408	440,433
④ 会議棟3階ロビー	4,591	598,510	4,383	564,010	※2 3,853	494,430	4,276	552,317
⑤ 会議棟5階ロビー	3,902	519,780	3,822	514,590	※2 3,129	423,300	3,618	485,890
⑥ 会議棟6階ロビー	3,538	462,090	3,428	443,860	※2 2,688	348,790	3,218	418,247

※1 平成28年12月5日から平成29年3月4日まで多目的ホール、平成28年12月5日から平成29年1月31日まで国際会議室を改修工事のため閉鎖

※2 平成29年11月27日から平成30年2月2日まで会議室を改修工事のため閉鎖

反社会的勢力の排除に関する誓約書

平成 年 月 日

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
理事長 石村 隆男 様

所在地
商号又は名称
代表職・氏名
印

弊社は、鳥取県暴力団排除条例（鳥取県条例第3号平成23年4月1日施行、以下「条例」という。）を尊重し、下記の事項に該当していないことを誓約します。

記

1. 条例第2条第1項に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等および暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、または反社会的勢力であったこと。
2. 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
3. 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。）が前項のいずれかに該当すること。